

新型コロナウイルス感染症に係る総合評価方式の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に伴う影響により、配置技術者（配置予定技術者）を変更する場合の総合評価方式（特別簡易型）の取扱いを次のとおり定めましたのでお知らせします。

1 技術者の変更について

(1) 第一落札候補者決定後に変更する場合

評価資料で提出された配置予定技術者（配置予定技術者の能力（様式特第3号））の各得点を変更することなく、変更する配置予定技術者で資格要件の確認を行います。

(2) 契約締結後に変更する場合

変更した配置技術者の各得点が、当初の配置した技術者の得点を下回る場合であっても、技術者の変更に係る工事成績評定点の減点を行わないものとします。

2 適用日

令和2年度以降に入札を公告する総合評価方式（特別簡易型）から当分の間